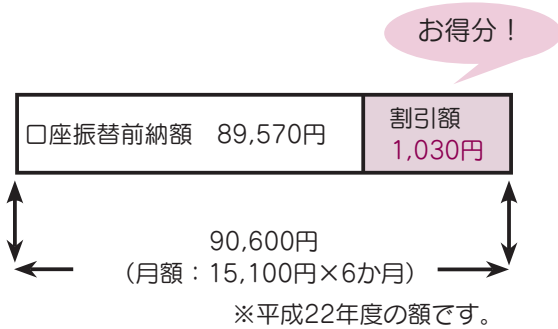


国民年金保険料の納付は 口座振替が断然お得です！

口座振替なら一度手続きするだけで、あなたの預(貯)金口座から自動的に保険料を納めることができるので、納め忘れの心配がなく、納めに行く手間が省けてとても便利です。
しかも、「前納制度」や「早割制度」をご利用になると、保険料が割引されます。

国民年金保険料を、10月分から翌年3月分までの**6か月分を口座振替で前納**すると、保険料が**1,030円**割引になります。
※一部免除を承認されている方はご利用できません。



○6か月分(10月分～翌年3月分)の保険料を口座振替で前納される場合
※振替日は11月1日です。

★ご注意ください★
申出書を提出していただいても、書類不備など(例：届出印相違)がありますと、口座引落し期日に間に合わない場合があります。提出の際は、申出書を再度ご確認ください、お早めにお願います。

- 6か月前納は4月末および10月末、1年前納は4月末の引落しに限られています。
- ※振替日(月末)が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日が振替日となります。
- 6か月前納をご希望の場合は、**8月末日**までに年金事務所または金融機関にお申し込みください。
- 平成23年度の1年前納をご希望の場合は、平成23年2月末日までにお申し込みください。

★例えば9月分の保険料から早割制度を申し込むと口座振替日は

制度	保険料	振替日
通常	8月分	9月末日
	9月分	10月末日
	※通常は翌月末日振替	

↓

早割制度	保険料	振替日
早割制度	8月分(通常分)：翌月末日振替	9月末日
	9月分(早割分)：当月末日振替	9月末日
	10月分以降は当月末日振替	

※原則として初回は、2か月分(前月分・当月分)の振替になります。

**毎月の納付も
口座振替がお得です！
(早割制度がおすすです！)**
引落し方法を、当月末振替による早割にすると、保険料が月々50円安くなります。年間600円お得です。
※平成22年度の割引金額です。
○保険料が割引となるのは、当月分からです。
※一部免除を承認されている方はご利用できません。

<今年度の口座振替について>

保険料	口座振替日	
9月分	通常分 (翌月末日振替)	11/1(月)
10月～ 翌年3月分	前納分 (口座振替指定日)	11/1(月)

※原則として、初めて口座振替で6か月分の前納をお申し込みされた方は、7か月分(9月分+10月分～翌年3月分)の保険料の引き落としをさせていただきますので、残高不足にご注意ください。
※今年度の振替日は11月1日(月)です。

お申込みはお早めに！

- 手続きは、年金事務所または金融機関で簡単にできます。
- 年金手帳または納付書・預(貯)金通帳・届出印をご持参ください。申出書は、年金事務所・金融機関の窓口にご備え付けています。
- 申出書が必要な方は、年金事務所までご連絡いただければ郵送いたします。
- 口座振替の開始には、お申し込み後2か月程度かかりますので、お早めにお申し込みください。
- ※郵送でも申出書を受け付けていますので、管轄の年金事務所までご連絡ください。
- すでに口座振替で前納されている方(引き続き第一号被保険者である方)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

問い合わせ先
○大和高田年金事務所
国民年金課 ☎(22) 3531
○役場 保険年金課 ☎内線1147

口座振替が可能な金融機関など
○全国の銀行 ○ゆうちょ銀行 ○農協
○信用組合 ○信用金庫 ○労働金庫など

クレジットカードによる納付もできます
クレジットカードによる前納と同様に「1年前納・6か月前納」が利用できます。ただし、口座振替の「早割」はありませんので、ご注意ください。希望される場合は、事前に年金事務所へお申し込みください。